

創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 風営法の規定からダンスを取り除くことを求めます。	1
2 - ダンスカルチャーと経済の活性化を目的とした風営法に基づく営業時間等の規制緩和について	1
3 - 自動車の燃費(CO2排出量)計測・表示方法	2
4 - 投資法人による計算書類等の投資主への提供に関して、その全部又は一部につき書面によらず電磁的な方法によって提供することを実務上可能とする制度を導入されたい。	3
5 - 信託受益権等にかかる運用財産相互間取引に関する規制を緩和されたい。	4
6 - 「ダンス規制法」の見直しを求めます。	4
7 - 軽自動車税値上げと車検	5
8 - 全飛行段階での電子機器の使用	5
9 - 事後設立の廃止	6
10 - 借地借家法の正当事由	6
11 - 緊急車両の優先的給付	7
12 - 兄弟会社における下請法の適用除外	7
13 - インサイダー規制緩和	8
14 - 総量規制緩和	8

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主 体	所管官 庁
1	11月1日	1月10日	風営法の規定からダンスを取り除くことを求めます。	ダンスクラブの規制そのものに対して異を唱え、撤廃を求める者です。若者らが集うクラブと社交ダンスのスタジオなどが同様に規制対象となるなど、風営法の規定が時代に合いません。そもそも売春行為を規制するためのものだったのが、踊っていたかどうかだけを対象に規制することはあまりにも不条理です。現在、ダンスクラブはいかがわしい場所ではありません。せっかくダンスが授業として、取り入れられたのに子供達の夢や希望が台無しになると思います。	個人	警察 庁
2	11月1日	1月10日	ダンスカルチャーと経済の活性化を目的とした風営法に基づく営業時間等の規制緩和について	ダンスカルチャーとそれに伴う経済の活性化を実現するために、いわゆるクラブ営業について、風営法に基づく営業時間等の規制を緩和していくことを提案します。ダンスカルチャーが、街の文化的価値を向上させ、外国人観光客を呼び込み、また経済を活性化するための非常に重要な都市のファクターであることはアジア、欧米の諸外国の例をみても明らかですが、現在の日本においては、ダンスカルチャーの真価を十分発揮できる法環境がなく、その本来の価値は大きく損なわれています。ダンスカルチャーを楽しむ場として最もポピュラーなのが、いわゆるクラブと呼ばれる場であり、日本のクラブで活躍するDJやアーティストは世界的評価を受け、日本企業によるサウンドシステム等の音響映像機器は世界トップのシェアを占めるに至っています。また、ダンスが活躍する場は、単にクラブだけにとどまらず、カフェやバー、レストラン等の飲食店、ライブ演奏を楽しむライブハウス、ギャラリーやイベントスペースなど、多方面に広がっています。このように、ダンスは風営法の想定を超えていたところに普及していますが、これを全て風俗営業ととらえることで、法と現実との不整合が生じ、法的なグレーゾーンを生み出し、企業の新規参入等を阻害する結果にもなっています。例えば、飲食店が週末の夜だけダンスミュージックイベントを行うことが風俗営業にあたりとされた場合、当該飲食店は、日中に通常営業を行っているときにも18歳以下の者を入店させることができず、入口には18歳以下入場禁止の警告文を掲示し、さらには外部からの見通せないように構造を変更しなければならないなどの明らかに不合理な事態を招いてしまうこととなります。また、ダンスカルチャーを形成してきたアパレル企業、レコード会社、音響機器メーカーなど、本来、ダンスイベントやDJ等をスポンサードできる立場にある企業が、グレーゾーンゆえにスポンサードできず、クラブカルチャーを経済的にバックアップする環境も乏しくなっています。2020年の東京オリンピックが決まり、外国人観光客の増加が見込まれる中、ダンスカルチャーのポテンシャルを伸ばし、魅力ある街づくりのために活用していくためには、フレッシュなアイデアや健全な資本を招き入れていくため、風営法に基づく規制の緩和を目指すことが不可欠であると考えます。	個人	警察 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	11月1日	1月10日	自動車の燃費(CO2排出量)計測・表示方法	<p>車の燃費性能について、消費者に商品選択に必要な情報が提供されていないため、下記を要望する。 燃費計測モードとして、冷機始動短距離モードと高速モードを設け、個別の燃費値を別々に表記する。 WLTP採用においても、表示をモードごとに分ける。 燃費(燃焼消費率)だけでなく、燃費値から換算したwell to whellのCO2排出量を併記する。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃費計測モードの平均速度が低い(JC08モードで24km/h)ため、高速燃費性能がカタログ燃費値に反映されにくく、高速走行の多いユーザーが高速燃費の良い車種を選択することができない。メーカーは、高速燃費よりも市街地燃費や、コスト、居住性を優先させた日本専用車を開発せざるをえず、国際競争力を弱める一因になっている。例えば、高速燃費に効果が高く、欧米で主流であるガソリン直噴ターボが日本では少なく、高速走行時に効率が悪いベルト式CVTが多い。また、日本では空気抵抗が大きい全高の高い車の割合が多い(例えば、全高1.6m以上の車種が、乗用車販売の半数以上)。なお、海外では、市街地燃費と高速燃費の併記が一般的。 ・JC08モードでの燃費値は、冷機始動計測値と暖機後始動計測値が合算された値で、冷機始動計測値が25%しか反映されないため、冷機始動短距離走行燃費性能が燃費値に反映されにくく、短距離走行の多いユーザーが短距離燃費の良い車種を選択することが出来ない。なお、海外では、市街地燃費は冷機始動モード単独表示が一般的。 ・ガソリンと軽油は、体積当たりのCO2発生量が異なり、ディーゼルの燃費が良くても、必ずしもCO2排出量が少なくないが、消費者やマスコミはほとんど理解していない。また、電気自動車やプラグインハイブリッド車のCO2排出量について、電気使用時はCO2排出が無い(発電時も含め)と誤解している消費者が多い。最終的に大気に放出されるwell to whellでのCO2排出量がわからないと、環境性能の比較ができず、環境性能における商品選択ができない。 <p>とにか、色々な使用条件の消費者が適した商品を選択できるように、多くの条件、種類の性能を表示することが絶対に必要であり、それによる健全な競争が、競争力のある製品を生み出すことに繋がる。</p>	個人	国土交通省

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主 体	所管官 庁
4	11月1日	1月10日	<p>投資法人による計算書類等の投資主への提供に関して、その全部又は一部につき書面によらず電磁的な方法によって提供することを実務上可能とする制度を導入されたい。</p>	<p>平成26年1月1日より開始される少額投資非課税制度(以下「NISA」)の利用によるJリートへの投資を促進するために、計算書類等の投資主への提供に係る負担の軽減が望まれる。 Jリートは、導管性を有し、不動産賃貸利益に裏付けられた安定的な分配を見込める金融商品である。また、Jリートへの投資が促進されれば、不動産市場への資金供給機能が発揮されるものと期待される。従って、NISAの利用によりJリート投資が促進されることは、その目的である「家計の安定的な資産形成」と「経済成長に必要な成長資金の供給」に貢献するものと考えられる。 一方、NISAの利用促進のためには従来投資になじみのなかった層への普及が必要となるため、Jリート投資を促進するうえでは、投資家に資産の運用状況等に関する情報を理解し易く提供することが課題となる。また、投資主数の増加に伴う計算書類等提供コスト増による分配金額の減少も懸念される。 上記に関して、投資信託の運用報告書については改正法において二段階化(重要事項を記載した書面の交付を義務付けその他の事項は電磁的方法による提供を可能とする改正)がなされたが、投資法人の計算書類等に関しては同様の制度はない。また、株式会社については計算書類等の一部についてウェブサイト上への掲載を以て株主への提供とみなす制度があり、上場投資信託については運用報告書の受益者への交付義務が免除されているが、投資法人については、計算書類等の電磁的方法による提供が投信法上認められてはいるものの、投資主の個別の承諾を得ることが義務付けられているため実務上著しく困難となっている。 上記の通りJリートはNISAの導入趣旨に適した金融商品であること、及び、同制度の利用による投資を促進するうえで計算書類等の投資家への提供にかかる課題があることを考慮すると、計算書類等の交付簡便化を実務上可能にする方策の導入が望まれる。具体的には、投資法人の計算書類等の全部または一部について、ウェブサイト上に掲載・開示する措置を以て書面での交付義務を軽減する制度を導入することが妥当と考えられる。 これにより、NISAの利用による家計の資産形成と経済成長に必要な資金供給促進に貢献できるものと期待される。</p>	(一社)不動産証券化協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	11月1日	1月10日	信託受益権等にかかる運用財産相互間取引に関する規制を緩和されたい。	<p>不動産投資市場の拡大により、生産や雇用の誘発といった経済波及効果が期待される。また、投資家等から委託を受けて不動産や金融資産を総合的に運営管理する投資運用業者は市場拡大を支える重要な役割を担っている。最近では、複数の私募ファンドの組成、運用を行ってきた投資運用業者が、上場リートや非上場リート(以下、両方を指す場合は総称して「リート」という。)等複数のファンドを運用し、預かり資産残高を拡大しつつ運用能力の向上を図るケースが増えている。特に、運用期間が有期である私募ファンドの特性を補完する商品として、長期安定運用を重視する投資家向けに、運用期間が無期限の非上場リートを新たに組成するケースが増加している。</p> <p>今後、同一の投資運用会社が運用する私募ファンドと非上場リート等との間で物件を売買するといった、いわゆるファンド間売買を行うことが想定されるが、信託受益権の場合、当該売買取引は運用財産相互間取引として金商法で原則禁止されている。一方、投資法人においては、現物不動産であれば、取引を行う合理的な理由があり、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた価格により運用財産相互間取引を行う場合には例外的に許容されている。</p> <p>この問題は、同一の投資運用会社が、リート及び私募ファンド等複数のファンドを運用している場合に発生するものであるが、単に投資運用会社の問題に留まらず、不動産投資市場が持続的に成長し続けることを阻害している。</p> <p>信託受益権は、金商法においてみなし有価証券の取り扱いとなっているが、不動産を裏付けとする信託受益権(以下「不動産信託受益権」という。)は、実態としては不動産と同様、個性性が強く代替の利かない資産であり、任意のタイミング、金額で売買できるものではない。従って、投資家側からしても、自己が出資するファンドが同一の投資運用会社が運用する他のファンドとの間で不動産信託受益権を売買することが望ましい場合が想定される。こうした取引について、投資家の利益を害さない場合に限定されることが前提であるが、必要かつ合理的な範囲で、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえた価格により運用財産相互間取引を行う場合には、当該取引を可能とする措置が求められる。</p> <p>また、信託受益権等にかかる運用財産相互間取引を行える場合として、取引を行う合理的な理由があり、個別の取引ごとに双方の運用財産のすべての権利者に取引の内容及び取引を行おうとする理由の説明を行い、すべての権利者の同意を得たものである場合も例外的に許容されている。しかし、投資法人の場合は、権利者は投資主全員とされており、現実的に全員の同意を得ることは難しい。執行役員の職務執行を監督する役員会といったガバナンスの枠組みを投資法人が有すること等を踏まえ、同意を取得すべき「権利者」を投資法人自体とすること、もしくは必要な投資主の同意取得の簡素化など規制の合理化を求める。</p>	(一社)不動産証券化協会	金融庁
6	11月2日	1月10日	「ダンス規制法」の見直しを求めます。	<p>私は還暦時に後縦靱帯骨化症となり手術、その後の健康のためにもと勧めもあってダンス・サークルに参加、その後同好者もサークルも増え、ダンスは日常的に欠かせないものとなっています。</p> <p>徳島県は糖尿病全国一となっていますが、私も患者の一人、食事療法とともに運動療法も欠かせません。11月3日開催のダンス・スポーツ発表会は、徳島県スポーツSHOWデー助成事業として開催されます。</p> <p>ダンス・サークルでは、同好者が会費を出しあって運営しており、風俗や環境を乱すようなことは一切ありません。</p> <p>風俗営業法でダンス・スポーツを規制することは、健康保持にマイナスの影響をあたえるものであり、「ダンス規制法」の見直しを強く求めるものです。</p>	個人	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	11月5日	1月10日	軽自動車税値上げと車検	軽自動車税を上げる代わりに車検を、新車6年・後4年に延長してください。また形骸化した12ヶ月点検を廃止してください	個人	国土交通省
8	11月13日	1月10日	全飛行段階での電子機器の使用	<p>10月31日に米国連邦航空局 (FAA) は、全ての飛行段階において乗客が携帯用電子機器を利用できるようにするとの方針を発表し、実際に一定のガイダンスの下に全ての飛行段階において携帯用電子機器の利用を乗客に認めるフライトも開始されている。</p> <p>我が国では「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」(平成15年国土交通省告示第1346号)において、電波を発射しない状態にある携帯用電子機器であっても離着陸時には作動させてはならないとされている。</p> <p>平成19年3月に取りまとめられた「航空機内における安全阻害行為等に関する有識者懇談会報告書」において、同上告示に関しては、「新しい電子機器の開発状況や世界的な動向等を把握しつつ、1年毎を目処に定期的に検証を行い、必要に応じ、対象機器や使用制限時期等について、上記告示の見直しを行うこと。」と提言されているが、必ずしも毎年検証されているとは言い難い。</p> <p>乗客の利便性と安全性に関しては国際的なルール統一が望ましいため、早急に米国連邦航空局が制限緩和に至った科学的根拠等を踏まえて、同上告示の見直しを早急にお願います。</p>	民間企業	国土交通省

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主 体	所管官 庁
9	11月18日	1月10日	事後設立の廃止	<p>【提案の具体的内容】事後設立に係る株主総会決議の要件緩和又は廃止とすべきである。</p> <p>【提案理由】会社新設時に、業務スピードの迅速化を保つため。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省
10	11月18日	1月10日	借地借家法の正当事由	<p>【提案の具体的内容】借地借家法の更新拒絶・解約事由に「耐震性」や「区分所有法による建替え」を明文化すべきである。</p> <p>【提案理由】大規模災害への予防が求められており、新たな街づくりの実施を迅速に行うことができるため。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	11月18日	1月10日	緊急車両の優先的給付	<p>【提案の具体的内容】インフラ復興・被災者支援等の緊急車両への優先的な給油を図る施策を実施すべきである。</p> <p>【提案理由】大震災時における緊急車両の通行に関しては、災害対策基本法に定められている。しかしながら、給油が受けられず、実際には運行できない可能性があるため。</p>	(公社)関西経済連合会	内閣府、警察庁、経済産業省
12	11月18日	1月10日	兄弟会社における下請法の適用除外	<p>【提案の具体的内容】実質的に問題の生じないグループ内取引の円滑化を図るべく、何らかの明文化をすべきである。</p> <p>【提案理由】親子会社の取引には下請法の適用がない旨のパンフレット等があるものの、兄弟会社(完全兄弟会社)の取引について明文化されていないため。</p>	(公社)関西経済連合会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主 体	所管官 庁
13	12月3日	1月27日	インサイダー 規制緩和	<p>金融商品取引法および関連する政省令で、インサイダー（内部情報者）取引に該当する者として、証券会社に登録が必要な顧客を指定している。</p> <p>そのうち大株主（上位10位内の株主）は株主数が少数の新興企業などでは1%程度の株式を保有している株主も対象となりうる。</p> <p>●この上位10位内の株主は有価証券報告書で開示が規定されていると考えるが、上位10位内の株主でも3%以上の株式を保有し帳簿閲覧権などで重要情報を知りうる立場にいない株主（3%未満の上位株主）はインサイダー取引規制から除外しても良いのではないかと考える。</p> <p>各証券会社でも個人投資家の証券取引が活発化している中で、非会社関係者で3%未満の株主に対してインサイダー登録をする事務手続きなどが煩雑になっていると考える。実際の運用面から考えても帳簿閲覧権すら持たない一般株主（3%未満の上位株主）はインサイダー情報に触れる機会は少ないと思われる。</p> <p>仮に3%未満の一般株主をインサイダー登録対象から除外したとしても、主要株主及び会社関係者など他の登録を継続することでインサイダー取引は十分に抑止できると考える。</p>	個人	金融 庁
14	12月13日	1月27日	総量規制緩和	<p>総量規制緩和は後回しなのでしょうか？</p> <p>年収がある方は痛みだけで物価上昇や税金向上に耐えられるでしょうが低所得者や主婦などの所得が無い扶養者は生活すらままならない状況が出始めています。</p> <p>一体総支出がどれだけ上下しているか把握されていると思いますが 年収400万以下の世帯は収入は未だ増える事は無く維持か低迷逆に税は上がり物価上昇しエネルギーまで上昇日々生活するため購入する物の数を減らすしか術が無いのです。 現実問題として給料所得が上がり始めるまでに生活苦で生きて行けるように早期に緩和し困窮しないよう補填して下さい。 景気があがり給料所得が上がれば返済もしていけるでしょう見込みも立ちますが今はなす術なく耐える事しか出来ません。</p>	個人	金融 庁